

# 託送供給等特例認可申請書

平成30年11月20日

沖縄電力株式会社



# 託送供給等特例認可申請書

沖電送電ネ発第 17 号

平成 30 年 11 月 20 日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目 2 番 1 号  
沖 縄 電 力 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 大 嶺 満  
社 長

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類			接続供給・発電量調整供給	備考
供給の相手方	氏名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	—
	住所		同上	—
	受給場所	受電場所	同上	—
	受給場所	供給場所	同上	—
供給電力			同上	—
供給電圧			同上	—
電気方式及び周波数			同上	—
料金その他の供給条件の内容			同上	—
供給開始年月日及び有効期間			同上	—



## 料金その他の供給条件の内容

### 1 適用

当社が、託送供給等約款（平成 29 年 3 月 1 日付け 20161031 資第 43 号認可。以下「託送約款」といいます。）にもとづき発電量調整供給，接続供給，需要抑制量調整供給または給電指令時補給を実施する場合における託送約款 22（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価，託送約款 23（接続対象計画差対応電力）(1)ハの接続対象計画差対応補給電力料金単価および(2)ハの接続対象計画差対応余剰電力料金単価，託送約款 24（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価ならびに託送約款 25（給電指令時補給電力）(4)の給電指令時補給電力料金単価（以下「インバランス等料金単価」といいます。）について，平成 30 年 9 月 6 日午前 3 時から 9 月 26 日午後 12 時までの間，2（インバランス等料金単価）のとおりといたします。

### 2 インバランス等料金単価

- (1) インバランス等料金単価は，(2)に定める額に(3)に定める値を乗じて得た額に(4)に定める額を加えて得た額（当該額が零を下回る場合は零といたします。）に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。
- (2) 一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が開設するイおよびロに定める卸電力取引市場における同一の時間帯の売買取引における価格を，イおよびロに定める卸電力取引市場における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額として卸電力取引所が公表する額
- イ 卸電力取引所の業務規程に定めるスポット取引を行なうための卸電力取引市場

(以下「スポット市場」といいます。)であって、売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けないものと仮定して売買取引を行なうもの  
ロ スポット市場における売買取引に係る電力の受渡しが行なわれる時間帯と同一の時間帯に電力の受渡しが行なわれる売買取引を行なうための卸電力取引市場であって、当該スポット市場において当該時間帯に電力の受渡しが行なわれる売買取引が行なわれた後に売買取引を行なうためのもの

- (3) イに定める価格(当該価格がロに定める価格を上回る場合はロに定める価格とし、イに定める価格がハに定める価格を下回る場合はハに定める価格といたします。)を(2)イに定める卸電力取引市場における売買取引の価格で除して得た値として卸電力取引所が公表する値

イ スポット市場において行なわれた30分を単位とする電力の買入りに係る入札数量に同一の時間帯における北海道電力株式会社を除く全ての一般送配電事業者の一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則(以下「託送供給等約款料金算定規則」といいます。)第1条第2項第2号イからニまでに係る電気の供給の量を合計した量ならびに北海道電力株式会社を除く一般送配電事業者が設定する認定事業者が維持し、および運用する認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みから当該認定設備の発電に係る電気の量を除いた量(小売電気事業者もしくは登録特定送配電事業者が当該認定発電設備を特定して再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第18条第1項に定める再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづく契約にもとづき電気の供給を受ける場合を除きます。)を加えた数量の電力の買入りに係る入札(以下「買入入札」といいます。)およびスポット市場において行なわれた同一の時間帯における電力の売渡しに係る入札数量に同一の時間帯における北海道電力株式会社を除く全ての一般送配電事業者の託送供給等約款料金算定規則第1条第2項第2号イからニまでに係る電気の買取りの量を合計した量を加えた数量の電力の売渡しに係る入札(以下「売渡入札」といいます。)が当該スポット市場において行なわれたものと仮定した場合における当該スポット市場における売買取引の価格

ロ スポット市場において買入入札の価格が高いものから順に買入れが行なわれたものと仮定した場合における当該買入入札に係る数量の100分の3が買い入れられることとなる価格とスポット市場において売渡入札の価格が高いものから順に売渡しが行なわれたものと仮定した場合における当該売渡入札に係る数量の100分の3が売り渡されることとなる価格を平均した価格

ハ スポット市場において買入入札の価格が低いものから順に買入れが行なわれたものと仮定した場合における当該買入入札に係る数量の100分の3が買い入れられることとなる価格とスポット市場において売渡入札の価格が低いものから順に売渡しが行なわれたものと仮定した場合における当該売渡入札に係る数量の100分の3が売り渡されることとなる価格を平均した価格

(4) 各月において、その月の初日から末日までにおけるイに定める価格から同一の時間帯におけるロに定める価格を控除して得た額の中央値として卸電力取引所が公表する額（当社に係るものについては、零）

イ スポット市場における当社の供給区域の売買取引における価格

ロ (2)イに定める卸電力取引市場における売買取引における価格

### 3 その他

この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものといたします。



## 託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会第12回電力・ガス基本政策小委員会（平成30年11月8日開催）において、平成30年北海道胆振東部地震により一般社団法人日本卸電力取引所における北海道エリアのスポット市場の受け渡しが行なわれなかった平成30年9月6日午前3時からスポット市場が停止していた9月26日午後12時までの期間の北海道エリア以外のインバランス料金については、例外的に、北海道エリアのインバランス量を除いた $\alpha$ 値を用いて算定することが適当であり、各一般送配電事業者から電気事業法第18条第2項ただし書による申請を求めるとされたことから、電気事業法第18条第2項ただし書の規定にもとづき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく特例認可申請するものであります。